

# (仮称) 山崎保育園改築工事 競争入札参加者心得

1 条 この心得は、(仮称) 山崎保育園改築工事について、社会福祉法人神奈川労働福祉協会が行う競争入札に参加する者が守らなければならない事項を定めたものとします。

## 【入札の基本的事項】

2 条 入札参加者以外の者は、入札執行の場所に立ち入らないこと。

2 指定の入札開始時間経過後は、原則として入札に参加することはできません。

3 入札参加者は、入札説明書、図面、工事場所を熟知のうえ、入札すること。

4 図面、仕様書等にくい違い等があった場合において、落札者は、そのくい違い等を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求できません。

5 第3項の入札は、総価により行います。

## 【入札の辞退】

2 条の2 指名を受けた者は、入札時まで入札を辞退することができます。

2 参加希望したものが入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとします。

(1) 入札前にあっては、その旨の書面を当会に直接持参するか郵送するものとします。

(2) 入札中にあっては、その旨を入札書に記載し行うものとします。

## 【公正な入札の確保】

2 条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に低触する行為を行ってはなりません。

## 【入札】

3 条 入札参加者は、別記様式による入札書に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、封をして、入札すること。

3 条の2 前項の入札は、代理人が行うことができます。その場合は、当該代理人が入札前に委任状を提出すること。

## 【入札書に記載する金額】

3 条の3 **入札額は、消費税（8%）を含んだ金額とします。**落札価格は、入札書に記載された金額とします。

## 【入札の取りやめ等】

4 条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の執行を延期し、又は取りやめることができるものとします。

## 【入札書の書換等の禁止】

5 条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

## 【開札】

6 条 開札は、入札の終了後直ちに、当該入札場所において入札者を立ち合わせて行います。

6 条の2 入札者は、前項の開札に立ち会わなければなりません。

#### 【入札の無効】

7条 次の各号の一に該当する入札は、これを無効とします。

- (1) 入札に参加する資格がない者のした入札
- (2) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名若しくは押印のないもの
- (3) 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出した者の入札で、その前後を判別できないもの又は、その後発のもの
- (4) 他人の代理を兼ね又は2人以上の代理をしたものに係わる入札
- (5) 入札書の金額の表示を訂正したもので、その個所に押印のないもの。

#### 【落札者】

8条 最低制限価格、低価格調査基準価格は設けません。予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とします。提出された内訳書を審査の上、落札者を決定します。

#### 【再度入札】

9条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。

9条の2 前項の再度入札の回数は、原則として2回とします。

初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができません。

#### 【くじによる落札者の決定】

10条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者候補者を決定します。

#### 【入札結果の通知】

11条 開札をした場合において、落札があるときは契約候補者として、その者の氏名（法人の場合は、その名称）及び金額を、該当者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせます。

#### 【落札者がいない場合】

12条 2回の再度入札を行った後に落札者がいない場合で、最低価格入札者に契約の意思がある場合には、見積もりを提出していただき予定価格を下回る金額で随意契約とすることができるものとします。

#### 【契約書等の作成等】

13条 工事契約の締結は、本会の理事会で承認を受けた後に行うものとします。落札者は、契約者となった旨の通知を受けた日から起算して4日以内に、工事契約書を作成し、記名押印のうえ、図面、仕様書を添えて提出してください。

以上